令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、市民の防犯意識を高め、及び物価高騰等の影響を受けている市民の多種多様な防犯対策を推進するため、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和４６年規則第６号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　防犯対策設備　別表に定める設備で、新品のものをいう。

（２）　住宅　本市の区域内に存する家屋若しくは集合住宅の一部であり、専ら居住の用に供するものをいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、防犯対策設備を設置した住宅に居住する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）防犯対策設備を購入した日から補助金の交付を申請する日までの間において、継続して防犯対策設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。

（２）同一世帯内に本市に納付すべき市税等を滞納している者がいないこと。

（３）同一世帯内に四街道市暴力団排除条例（平成２４年四街道市条例第２号）第２条に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

２　補助金の交付は、一の住宅につき１回限りとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和７年４月１日以後に防犯対策設備を購入した際に要した費用（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払額を除く。）及びその設置費用とする。この場合において、既存の設備の撤去処分費用は、補助対象経費に含まないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、フリーマーケットその他の個人間の売買により購入した防犯対策設備については、補助金を交付しないものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の総額の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、４０，０００円を限度とする。

（補助金の申請及び請求）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その内容を市長が確認できるときは、市長はこれを省略させることができる。

（１）　防犯対策設備の購入に係る費用の領収書及び設置に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し

（２）　購入した防犯対策設備の名称や品番の確認できる説明書又はカタログ等の写し

（３）　防犯対策設備の設置状況を確認できる写真

（４）　申請者の本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証等の写し

（５）　補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

３　第１項の規定による補助金の申請は、令和８年１月３１日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の実績報告等の特例）

第８条　規則第１２条に規定する補助金の実績報告については、第６条第１項の申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

２　規則第１３条に規定する補助金の確定通知については、前条第１項の通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第９条　市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（失効等）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、令和７年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表

	防犯対策設備	定義・要件
1	防犯カメラ	犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きカメラであり、当該カメラにより撮影した映像の記録及び通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置のうち、以下の全てを満たすもの ①設置場所が自身の住宅の敷地内であること ②近隣住民等のプライバシー保護に留意していること
2	録画機能付きドアホン	訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画の別を問わない。）をすることができる機能のついたドアホン
3	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
4	補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取りつける錠
5	センサーライト	主に赤外線や熱、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
6	センサーアラーム	主に赤外線や熱、振動、磁力等を感知し、自動的で警告音が鳴る装置
7	面格子	窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子
8	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
9	防犯ガラス	合わせガラス（2 枚以上のガラス板の間に特殊な中間膜（フィルム）を圧着させたガラスをいう。）又は合わせ複層ガラス（合わせガラスを使用した複層ガラスをいう。）
10	防犯砂利	踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利

様式第１号（第６条第１項）

令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付申請書兼請求書

四街道市長　あて

令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請兼請求します。

申請者（振込先口座名義人）	住所（設備設置地）	〒　284　－			申請日	年　月　日			
		四街道市							
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	□大正	□昭和	□平成	□令和	年　月　日			
	電話番号	※申請内容に不備等があった場合には御連絡します。							
	メールアドレス	※申請内容に不備等があった場合には御連絡します。							
	振込先口座（申請者名義のものに限る。）								
	金融機関名				支店名				
	金融機関コード				支店コード				
	口座番号					口座種別	普通・当座		
	口座名義カタカナ								

購入／設置内容	防犯対策設備 ※複数選択可 （詳細の定義・要件についてはHP等を御確認ください。）	□　防犯カメラ	円
		□　防犯性の高い錠	円
		□　センサーライト	円
		□　面格子	円
		□　防犯ガラス	円
		□　録画機能付きドアホン	円
		□　補助錠	円
		□　センサーアラーム	円
		□　防犯フィルム	円
		□　防犯砂利	円
	購入年月日	年　月　日　※複数の設備を同時に申請する場合は最も早い年月日を記入	
	設置年月日	年　月　日　※複数の設備を同時に申請する場合は最も遅い年月日を記入	

購入・設置費総額	円	補助金交付申請兼請求額 （購入・設置費総額の1/2、上限4万円）	円

※金額は訂正できません。（誤った場合は書き直しになります。）

<u>裏面にも記入事項があります。</u>

申請者及び同一世帯者の氏名等		氏名	フリガナ	生年月日
	申請者			年　月　日
	同一世帯者			年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
	（※次の事項について確認の上、☑してください。） □　上記の者は、本申請の内容審査のため、家族構成及び市税等の納付状況について、市の保有する公簿等により確認することについて同意します。			

●下記の内容をお読みいただき、
チェック欄に御記入をお願いします。

誓約書及び同意事項

1　申請内容に虚偽はありません。

2　審査のために住民基本台帳等の確認を行うことや資料提供を官公署に求めることに同意します。

3　同一世帯内に市税等を滞納している者はおりません。

4　本市で実施している同種の補助金又は助成金については使用していません。

5　本申請に係る防犯対策設備の購入及び設置については、令和7年4月1日から令和8年1月31日の間に完了しています。

6　（賃貸の場合）防犯対策設備の設置を行うことについて、所有者等に同意を得ています。

7　（防犯カメラ等の撮影機器を設置の場合）設置場所及び撮影範囲等は申請者の住宅の敷地内です。やむを得ず他人の住宅等が撮影範囲に入る場合はその所有者又は使用者に同意を得ています。また、近隣住民等のプライバシーの保護に留意しています。

チェック欄

□　上記の事項に誓約・同意します。

●下記の内容をお読みいただき、
チェック欄に御記入をお願いします。

申請に必要な書類（全て写し）

1　防犯対策設備の購入に係る費用の領収書及び設置に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類

例：領収書、レシート

※当該日付、金額、物品名及び工事内容が確認できるもの。

2　購入した防犯対策設備の名称や品番の確認ができる説明書又はカタログ等

3　防犯対策設備の設置状況を確認できる写真

例：画像データ、画像データをプリントアウトしたもの

4　申請者の本人確認ができるマイナンバーカード又は運転免許証等

5　補助金の振込先口座が確認できる通帳等

例：通帳、キャッシュカード

チェック欄

□　申請書に上記の書類を添付しました。

<u>表面の申請内容に記載漏れ等がないか、必ず御確認ください。</u>

様式第２号（第７条第１項）

四街道市く指令第　　号

令和　年　　月　　日

様

四街道市長　鈴木　陽介

令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付決定・却下通知書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、令和７年度四街道市防犯対策設備設置補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付

補助金交付決定額　　円

２　却下

理由